



26生産第3445号
平成27年4月9日

東北農政局長 殿

生産局長

茶改植等支援事業実施要領の一部改正について

このことについて、茶改植等支援事業実施要領（平成23年3月30日付け22生産第10830号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本対策の円滑かつ適切な実施につき御配慮をお願いします。

なお、管内各県知事に対しては、貴職から通知されたい。

茶改植等支援事業実施要領（平成23年3月30日付け22生産第10830号農林水産省生産局長通知）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 1～6 (略)</p> <p>7 本事業において「<u>改植支援</u>」とは、<u>改植に要する経費の一部を補助する事業をいう。また、「未収益支援」とは、改植等（新植を除く。）の実施後、未収益の一部を補助する事業をいう。</u></p> <p>8 本事業における「<u>支援対象年度</u>」とは、<u>各年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>第3 事業内容 1 (略) 2 (略) (1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>4のイに掲げる改植（新植を除く。）</u>に伴う未収益支援を受ける場合は、以下の取組を行うこと。 ①40アール以上の改植又は支援対象面積の1割以上の改植を行うこと ②異なる品種への改植（新植を除く。）を行うこと ③以下のア～オの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと</p> <p>と ア 輸出に向けた残留農薬基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施 イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置 ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入 エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化 オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施</p> <p>(4) (略) 3 (略) (1)～(6) (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 1～6 (略)</p> <p>7 本事業において「<u>未収益支援タイプ</u>」とは、<u>改植等（新植を除く。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を補助する事業をいう。また、「改植・未収益支援タイプ」とは、改植に要する経費及び改植（新植を除く。）に伴い未収益となる期間に要する経費の一部を補助する事業をいう。</u></p> <p>8 本事業における「<u>支援対象年度</u>」とは、「<u>未収益支援タイプ</u>」については各年1月1日から12月31日までの期間とし、「<u>改植・未収益支援タイプ</u>」については各年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。</p> <p>9 (略)</p> <p>第3 事業内容 1 (略) 2 (略) (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援を<u>4年間</u>受ける場合は、以下の取組を行うこと。 ①40アール以上の改植又は支援対象面積の1割以上の改植を行うこと ②異なる品種への改植（新植を除く。）を行うこと ③以下のア～オの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと</p> <p>と ア 輸出に向けた残留農薬基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施 イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置 ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入 エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化 オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施</p> <p>(4) (略) 3 (略) (1)～(6) (略)</p>

(7) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植が行われる茶園でないこと。

4 補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10アール当たり単価の欄に掲げる金額とする。

支援内容	10アール当たり単価
ア 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援①	120,000円
イ 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援②※	160,000円
ウ 柵施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
エ 台切りに伴う未収益支援	70,000円
オ 改植支援	120,000円

※1の改植（新植を除く。）に伴う未収益支援②の場合は、以下の3つの取組を行うこと。

- ①40アール以上の改植又は支援対象面積の1割以上の改植を行うこと
- ②異なる品種への改植（新植を除く。）を行うこと
- ③以下のア～オの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
- ア 輸出に向けた残留農薬基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施
- イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
- ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
- エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
- オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

第4 (略)

(7) 「改植・未収益支援タイプ」においては、本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植が行われる茶園でないこと。

4 補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10アール当たり単価の欄に掲げる単価を乗じて得た金額に補助対象年数の欄に掲げる数値を乗じて得た金額とする。

支援内容	10アール当たり単価	補助対象年数
<未収益支援タイプ>		
ア 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援①	40,000円	3
イ 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援②※	40,000円	4
ウ 柵施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円	1
エ 台切りに伴う未収益支援	35,000円	2
<改植・未収益支援タイプ>		
ア 改植支援	120,000円	1
イ 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援①	40,000円	3
ウ 改植（新植を除く。）に伴う未収益支援②※	40,000円	4

※改植（新植を除く。）に伴う未収益支援を4年間受ける場合は、以下の3つの取組を行うこと。

- ①40アール以上の改植又は支援対象面積の1割以上の改植を行うこと
- ②異なる品種への改植（新植を除く。）を行うこと
- ③以下のア～オの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
- ア 輸出に向けた残留農薬基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施
- イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
- ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
- エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
- オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

第4 (略)

<p>第5 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(3) (1)及び(2)の規定は、茶改植等支援事業実施計画書、茶生産者グループ別事業実施計画書及び生産者別改植等事業実施計画書の変更について、準用する。</p> <p>(4) 生産局長が別に定める事業の実施計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 補助事業者の変更</p> <p>イ 事業の中止</p> <p>ウ 補助事業費又は事業費の30%を超える変更</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p>	<p>第5 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)改植作業において、定植の時期が翌年度の4月となる産地については、翌年度において本事業の予算が確保できた場合に支援を行うものとし、事業の申請時に茶改植等支援事業実施計画書の様式3の別添②資料を作成し、1の(1)の承認を受けるものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)の規定は、茶改植等支援事業実施計画書、茶生産者グループ別事業実施計画書及び生産者別改植等事業実施計画書の変更について、準用する。</p> <p>(6) 生産局長が別に定める事業の実施計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 補助事業者の変更</p> <p>イ 事業の中止</p> <p>ウ 補助事業費又は事業費の30%を超える変更</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>第9 国と関係都道府県の情報共有等</p> <p>1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画等について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供するものとする。</p> <p>2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、事業実施計画等について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができ、</p> <p>3 2の意見の提出を受けた地方農政局長は、第5の1の(1)の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、その審査結果について、関係都道府県に情報提供するものとする。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この通知は、平成26年3月26日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>2 平成26年度中に改植作業を開始し、定植の時期が27年度の4月となる産地については、<u>なお、従前の例により取り扱うものとする。</u></p>

<p>(別記1) (略)</p>	<p>改 正 後</p>
<p>(別記1) (略)</p>	<p>現 行</p>

